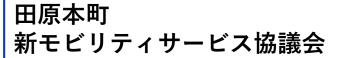
## 田原本町カーシェアリング(超小型EV)事業の概要

令和3年9月30日 田原本まちづくり観光振興機構

共同

使用契約



EVオーナー

(事業所・個人など)

事業報告

運営支援

支払 (利用料一手数料)

オーナー登録



## (一社) 田原本まちづくり観光振興機構

- ・EV車両のオーナーへの販売
- ・オーナーと利用者の利用日時などの 調整・予約システムの管理・運営
- ・貸出車両の保管場所など管理・運営

(手数料収入を主な原資として事業運営)

利用登録 4 利用料支払

実際の貸出

## EV貸出利用者

(事業所・個人など)

- ・田原本まちづくり観光振興機構は、契約や利用料支払のプラットフォームとしての役割を担う。
  - ・オーナー制をとることにより、車両の調達費用をかけずにシェアリングの仕組みを 構築できる。
  - ・利用ごとに、オーナーと利用者の間で「共同使用契約」を締結する。